

明治三十七年法律第十七号

明治三十七年法律第十七号（記名ノ国債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル法律）
民法第三百六十四条ノ規定ハ記名ノ国債ニハ之ヲ適用セス

附 則（平成一七年七月二十六日法律第八七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。